

## むつ市大畑中央公園

### ①あさひな丘球場及びあさひな丘庭球場

施設名	区 分		令和元年 9月30日まで	令和元年 10月1日から
球場	普通貸切	児童・生徒	450 円／時間	450 円／時間
		一 般	790 円／時間	800 円／時間
	大会貸切		5,660 円／日	5,760 円／日
	興行又はこれに類するものに使用する場合		113,140 円／日	115,230 円／日
	照 明 設 備		350 円／時間	350 円／時間
	球場管理棟		2,380 円／回	2,420 円／回
庭球場	普通貸切(1面)	児童・生徒	150 円／時間	150 円／時間
		一 般	340 円／時間	340 円／時間
	大会貸切(2面)		3,320 円／日	3,380 円／日
	興行又はこれに類するものに使用する場合 (2面)		41,490 円／日	42,250 円／日

#### 備考

- 「児童・生徒」とは、小学生、中学生及び高校生をいう。
- 「大会貸切」とは、むつ市体育協会又は同協会加盟団体が主催する公式試合又はこれに準ずる試合のため、この表に掲げる施設を貸切使用する場合をいう。
- 「1日」とは、午前9時から午後5時までをいう。
- スポーツ以外の目的でこの表に掲げる施設を使用する場合は、それぞれの区分に応じ、普通貸切の部に掲げる額の5割増の使用料（その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）を徴収する。
- 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間とみなして使用料を徴収する。

※指定管理者制度を導入している施設のため、利用料金制度により料金が異なる場合があります。

②あさひな丘プール

施設名	区 分		令和元年 9月30日まで	令和元年 10月1日から
プール	供用使用	一 般	340 円／2 時間	340 円／2 時間
		児童・生徒及び幼児	170 円／2 時間	170 円／2 時間
	貸切使用	一 般	11,310 円／時間	11,510 円／時間
		児童・生徒及び幼児	5,660 円／時間	5,760 円／時間
		興行等催物に使用	33,940 円／時間	34,560 円／時間

備考

- 1 「児童・生徒」とは、小学生、中学生及び高校生をいう。
- 2 「幼児」とは、未就学児童をいう。幼児の使用については、保護者又は18歳以上の付添人を必要とする。
- 3 貸切使用の場合は、使用時間に1時間未満の端数が生じたときは1時間とみなし、共用使用の場合は、使用時間に2時間未満の端数が生じたときは2時間とみなして使用料を徴収する。

※指定管理者制度を導入している施設のため、利用料金制度により料金が異なる場合があります。

### ③あさひな丘陸上競技場

施設名	区 分		令和元年 9月30日まで	令和元年 10月1日から
			陸上競技場	個人使用
一 般	60 円／時間	60 円／時間		
個人使用 (団体)	児童・生徒	330 円／時間		330 円／時間
	一 般	660 円／時間		660 円／時間
普通貸切	児童・生徒	680 円／時間		690 円／時間
	一 般	1,580 円／時間		1,600 円／時間
大会貸切		10,300 円／日		10,490 円／日
興行又はこれに類するものに使用		179,560 円／日		182,880 円／日

#### 備考

- 1 「児童・生徒」とは、小学生、中学生及び高校生をいう。
- 2 「団体使用」とは、20人以内で使用する場合はいい、20人を超える場合の使用料は、10人までの増員につき該当区分の使用料の2分の1を加算した額（その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。
- 3 「大会貸切」とは、むつ市体育協会又は同協会加盟団体が主催する公式試合又はこれに準ずる試合のため、この表に掲げる施設を貸切使用する場合をいう。
- 4 「1日」とは、午前9時から午後5時までをいう。
- 5 スポーツ以外の目的でこの表に掲げる施設を使用する場合は、それぞれの区分に応じ、普通貸切の部に掲げる額の5割増の使用料（その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）を徴収する。
- 6 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間とみなして使用料を徴収する。

※指定管理者制度を導入している施設のため、利用料金制度により料金が異なる場合があります。

#### 【お問い合わせ先】

○むつ市役所 市民スポーツ課

TEL : 0175-22-1111 (内線 2471~2473)

○大畑中央公園

TEL : 0175-34-6810